

議案第 75 号

平成 27 年度尼崎市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 27 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 212,257 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 208,495,949 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（市債の補正）

第 3 条 市債の変更は、「第 3 表市債補正」による。

平成 28 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		47,335,954	181,451	47,517,405
	10 国庫補助金	6,909,063	181,451	7,090,514
70 諸収入		7,154,025	5,606	7,159,631
	30 雑収入	5,429,974	5,606	5,435,580
75 市債		29,098,716	25,200	29,123,916
	05 市債	29,098,716	25,200	29,123,916
歳入合計		208,283,692	212,257	208,495,949

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		13,167,756	156,297	13,324,053
	05 総務管理費	10,439,013	78,646	10,517,659
	15 戸籍住民基本台帳費	1,046,942	77,651	1,124,593
35 商工費		1,844,666	47,960	1,892,626
	05 商工費	1,844,666	47,960	1,892,626
40 土木費		20,362,833	8,000	20,370,833
	30 都市計画費	4,434,620	8,000	4,442,620
歳出合計		208,283,692	212,257	208,495,949

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
10 総務費	05 総務管理費	電子計算関係事業	26,800
10 総務費	05 総務管理費	行政情報化推進事業	23,600
10 総務費	05 総務管理費	地域資源活用型まちづくり推進事業	1,500
10 総務費	05 総務管理費	都市政策推進事業	8,946
10 総務費	05 総務管理費	ソーシャルビジネス支援推進事業	3,300
10 総務費	05 総務管理費	定住・転入促進情報発信サイト事業	9,000
10 総務費	05 総務管理費	みんなの尼崎大学事業	5,500
10 総務費	15 戸籍住民基本台帳費	番号制度等導入関係事業	132,916
35 商工費	05 商工費	ものづくり支援センター機能強化事業	8,640
35 商工費	05 商工費	ものづくり総合支援事業	4,901
35 商工費	05 商工費	ベンチャー育成支援事業	22,419
35 商工費	05 商工費	市内企業魅力発信事業	12,000
40 土木費	30 都市計画費	公園維持管理事業	8,000

第3表 市債補正

(単位 千円)

変 更

起債の目的	補正前	補正後
庁舎整備事業費	限度額 44,300	限度額 57,000



一 般 会 計

予 算 説 明 書

( 補 正 7 号 )

議75-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	47,335,954	181,451	47,517,405			
10 項 国庫補助金	6,909,063	181,451	7,090,514			
10 目 総務費補助金	238,705	128,147	366,852	地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金	25,200	○ (総務局) 補助率 1 / 2 電子計算関係事業及び行政情報化推進事業の実施に伴う補正 25,200
				個人番号カード交付事業費補助金	77,651	○ (市民協働局) 補助率 10 / 10 個人番号カード交付事業費補助金の追加内示に伴う補正 77,651
				地方創生加速化交付金	25,296	○ (企画財政局) 補助率 10 / 10 ○ (市民協働局) 補助率 10 / 10 地方創生加速化交付金事業の実施に伴う補正 20,196 5,100

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
35 目 商工費補助金	-	46,700	46,700	地方創生加 速化交付金	46,700	○ (経済環境局) 補助率 10/10 46,700 地方創生加速化交付金事業の実施に伴う補 正
40 目 土木費補助金	2,319,580	6,604	2,326,184	地方創生加 速化交付金	6,604	○ (都市整備局) 補助率 10/10 6,604 地方創生加速化交付金事業の実施に伴う補 正

議75-8

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	7,154,025	5,606	7,159,631			
30 項 雑 入	5,429,974	5,606	5,435,580			
20 目 雑 入	5,420,768	5,606	5,426,374	市町村振興 協会市町交 付金	5,606	○ (企画財政局) 交付金の決定に伴う補正 5,606

歳 入

75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	29,098,716	25,200	29,123,916			
05 項 市 債	29,098,716	25,200	29,123,916			
10 目 総 務 債	314,400	25,200	339,600	庁舎整備事 業債	25,200	○ (総務局) 電子計算関係事業及び行政情報化推進事業 の実施に伴う補正 25,200

議75-10

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総務費	13,167,756	156,297	13,324,053	特定財源 158,953 一般財源 △2,656			
05 項 総務管理費	10,439,013	78,646	10,517,659	特定財源 81,302 一般財源 △2,656			
05 目 一般管理費	6,992,614	50,400	7,043,014	国庫支出金 25,200 市 債 25,200	13 委 託 料	10,500	○ 電子計算関係事業費（総務局） 26,800 ○ 行政情報化推進事業費 23,600 自治体情報セキュリティ強化に必要なシステム改修等の実施に伴う補正
					18 備品購入費	39,900	
60 目 企画費	76,527	22,746	99,273	国庫支出金 20,196 一般財源 2,550	8 報 償 費	100	○ 地域資源活用型まちづくり推進事業費（企画 財政局） 1,500 ○ 都市政策推進事業費 8,946 ○ ソーシャルビジネス支援推進事業費 3,300 ○ 定住・転入促進情報発信サイト事業費 9,000 地方創生加速化交付金事業の実施に伴う補正
					9 旅 費	21	
					11 需 用 費	235	
					13 委 託 料	20,650	
					14 使用料及び 賃借料	240	
					15 工事請負費	1,000	

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
					19 負担金、補助及び交付金	500	
61 目 市民活動推進費	34,044	5,500	39,544	国庫支出金 5,100 一般財源 400	8 報 償 費	380	○ みんなの尼崎大学事業費（市民協働局） 地方創生加速化交付金事業の実施に伴う補正
					11 需 用 費	104	
					13 委 託 料	4,973	
					14 使用料及び賃借料	43	



歳 出

35 商工費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
35 款 商工費	1,844,666	47,960	1,892,626	特定財源 46,700 一般財源 1,260				
05 項 商工費	1,844,666	47,960	1,892,626	特定財源 46,700 一般財源 1,260				
10 目 商工業振興 費	863,390	47,960	911,350	国庫支出金 46,700 一般財源 1,260	13 委託料	12,000	○ ものづくり支援センター機能強化事業費（経 済環境局）	8,640
					18 備品購入費	8,640	○ ものづくり総合支援事業費 ○ ベンチャー育成支援事業費	4,901 22,419
					19 負担金、補助及び交付 金	27,320	○ 市内企業魅力発信事業費 地方創生加速化交付金事業の実施に伴う補正	12,000



予算補正に伴う歳入歳出予算事項別明細書の変更

(参 考)

歳 出

変 更 前

変 更 後

総 務 費

総 務 費

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	財 源 内 訳	款 項 目	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳
10 款 総務費	13,167,756	特定財源 1,791,886 一般財源 11,375,870	10 款 総務費	13,167,756	156,297	13,324,053	特定財源 1,950,839 一般財源 11,373,214
05 項 総務管理費	10,439,013	特定財源 456,603 一般財源 9,982,410	05 項 総務管理費	10,439,013	78,646	10,517,659	特定財源 537,905 一般財源 9,979,754
63 目 文化振興費	342,144	国庫支出金 18,263 一般財源 323,881	05 目 文化振興費	342,144	-	342,144	国庫支出金 18,263 その他 5,606 一般財源 318,275

## 2 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追 加

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費	電子計算関係事業	26,800	国の補正予算による補助金の活用に伴い、事業の年度内完了が見込めないため
10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費	行政情報化推進事業	23,600	国の補正予算による事業の前倒し等に伴い、事業の年度内完了が見込めないため
10 総務費	05 総務管理費	60 企画費	地域資源活用型まちづくり推進事業	1,500	国の補正予算による事業の前倒し等に伴い、事業の年度内完了が見込めないため
10 総務費	05 総務管理費	60 企画費	都市政策推進事業	8,946	国の補正予算による事業の前倒し等に伴い、事業の年度内完了が見込めないため
10 総務費	05 総務管理費	60 企画費	ソーシャルビジネス支援推進事業	3,300	国の補正予算による事業の前倒し等に伴い、事業の年度内完了が見込めないため
10 総務費	05 総務管理費	60 企画費	定住・転入促進情報発信サイト事業	9,000	国の補正予算による交付金の活用に伴い、事業の年度内完了が見込めないため
10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費	みんなの尼崎大学事業	5,500	国の補正予算による事業の前倒し等に伴い、事業の年度内完了が見込めないため
10 総務費	15 戸籍住民基本台帳費	05 戸籍住民基本台帳費	番号制度等導入関係事業	132,916	国庫補助金の追加内示により、事業の年度内完了が見込めないため
35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費	ものづくり支援センター機能強化事業	8,640	国の補正予算による交付金の活用に伴い、事業の年度内完了が見込めないため
35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費	ものづくり総合支援事業	4,901	国の補正予算による事業の前倒し等に伴い、事業の年度内完了が見込めないため
35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費	ベンチャー育成支援事業	22,419	国の補正予算による交付金の活用に伴い、事業の年度内完了が見込めないため
35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費	市内企業魅力発信事業	12,000	国の補正予算による事業の前倒し等に伴い、事業の年度内完了が見込めないため

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
40 土木費	30 都市計画費	25 公園費	公園維持管理事業	8,000	国の補正予算による交付金の活用に伴い、工事の年度内完了が見込めないため



議案第 76 号

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市建築物等関係事務手数料条例（平成 12 年尼崎市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 59 号中「以下この号から」を「ア、次号から」に、「第 62 号」を「第 62 号ア」に、「）でその住宅」を「次号において同じ。）でその住宅（長期優良住宅法第 2 条第 1 項に規定する住宅をいう。以下この号、第 59 号の 2 アからウまで、第 59 号の 3、第 59 号の 4 ア及びイ並びに第 60 号において同じ。）」に、「（第 61 号及び第 61 号の 2）」を「（次号において「単一共同住宅等」という。）（第 59 号の 3、第 61 号、第 61 号の 5 及び第 62 号ア）」に、「に係る」を「の新築に係る」に改め、同号ア中「以下この号、次号、第 61 号及び第 61 号の 2）」を「ウ、次号ア及びウ、第 59 号の 3 ア及びイ、第 59 号の 4 ア及びイ並びに第 61 号」に改め、「（当該建築物が共同住宅である場合において既に認定を受けた住宅以外の住宅について新たに認定の申請（以下「後続申請」という。）があったときは、当該後続申請のあった住宅。以下この号において同じ。）」及び「（同時に複数の後続申請があった場合は、これらの後続申請のあった住宅の床面積の合計。以下この号において同じ。）」を削り、同項第 59 号の 2 中「前号に該当するものを除く」を「複数住戸共同住宅等（単一共同住宅等以外の共同住宅等をいう。第 59 号の 4、第 60 号、第 61 号の 2 から第 61 号の 4 まで、第 61 号の 6、第 61 号の 7、第 62 号イ及び第 63 号において同じ。）の新築に係るものに限る」に改め、同号ア中「建築物について」を「建築物（既に認定を受けている計画に係る住宅以外の住宅で

当該計画に係る建築物内のものについての認定の申請（以下ア及び第59号の4アにおいて「後続申請」という。）に係るものにあつては、当該後続申請のあつた住宅。以下この号並びに第59号の4ア及びイにおいて同じ。）について、」に、「合計の」を「合計（同時に複数の後続申請があつた場合は、これらの後続申請のあつた住宅の床面積の合計。以下この号並びに第59号の4ア及びイにおいて同じ。）の」に、「応じ」を「応じ、」に、「同号ア(ア)」を「前号ア(ア)」に改め、「を、申請に係る住宅の戸数」を削り、「、当該」の次に「額をその」を加え、「。以下「」を「（第59号の4ア及び第62号イ(ア)において「」に、「以下この号、次号及び第61号の2から第63号まで」を「第59号の4ア、第60号、第61号の2ア、第61号の3、第61号の4、第61号の6、第61号の7、第62号イ及び第63号」に改め、「同じ。）」の次に「。以下この号において同じ。）」を加え、同号イ中「次」を「、次」に、「応じ」を「応じ、」に改め、「を認定申請戸数で除して得た額」を削り、同号ウ中「ついて」を「ついて、」に、「応じ」を「応じ、」に改め、「を認定申請戸数で除して得た額」を削り、同号の次に次の2号を加える。

(59)の3 計画の認定の申請に対する審査（一戸建ての住宅等（既に認定を受けている計画で住宅の新築に係るもの（次号から第61号の7までにおいて「新築計画」という。）に係るものを除く。）の増築又は改築（次号において「増築等」という。）に係るものに限る。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 申請書に適合証が添付されている場合 当該申請のあつた住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額

(ア) 200平方メートル以内のもの 1件 21,000円

(イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの  
1件 37,000円

(ウ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
1件 61,000円

- (I) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 114,000円
- (オ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 171,000円
- (カ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 251,000円
- (キ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 425,000円
- (ク) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 530,000円
- (ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 627,000円

イ 申請書に適合証が添付されていない場合 当該申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額

- (ア) 200平方メートル以内のもの 1件 72,000円
- (イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 168,000円
- (ウ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 269,000円
- (I) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 542,000円
- (オ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 955,000円
- (カ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 1,628,000円
- (キ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 3,008,000円
- (ク) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 4,284,000円

(ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 5,270,000円

(59)の4 計画の認定の申請に対する審査(複数住戸共同住宅等(既に認定を受けている新築計画に係るものを除く。)の増築等に係るものに限る。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 申請書に適合証が添付されている場合 当該申請のあった住宅の存する建築物について、前号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)から(ケ)までに定める額(同時に複数の認定の申請又は後続申請があった場合は、当該額をその認定申請戸数で除して得た額。イにおいて同じ。)

イ 申請書に適合証が添付されていない場合 当該申請のあった住宅の存する建築物について、前号イ(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(ケ)までに定める額

第2条第1項第60号中「第61号の3までにおいて」を「第61号の7まで及び第62号イ(イ)において」に、「から第61号の3までにおいて同じ」を「、次号、第61号の3、第61号の4及び第61号の7において「変更認定申請」という」に改め、「審査(」の次に「既に認定を受けている新築計画に係るものに限り、」を加え、「次に」を「、次に」に、「応じ」を「応じ、」に、「を、申請に係る住宅の戸数(」を「(複数住戸共同住宅等について)」に、「認定の申請が」を「変更認定申請が」に、「認定の申請に」を「額を当該変更認定申請に」に、「。以下」を「(第61号の2ア、第61号の3、第61号の4、第61号の6、第61号の7、第62号イ(イ)及び第63号において」に、「得た額」を「得た額)」に改め、同項第61号中「計画変更の認定の申請」を「変更認定申請(申請書にその計画変更に係る適合証が添付されているものを除く。次号、第61号の5及び第61号の6において「特定変更認定申請」という。)」に、「に適合すること」を「(次号、第61号の5及び第61号の6において「1号基準」とい

う。 ) に適合している旨」に、「に係るものに限り、申請書に当該計画変更に係る適合証が添付されているものを除く」を「(既に認定を受けている新築計画に係るものに限る。 ) に係るものに限る」に改め、同項第 6 1 号の 2 中「計画変更の認定の申請」を「特定変更認定申請」に、「長期優良住宅法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合すること」を「1号基準に適合している旨」に、「一戸建ての住宅等に係るもの及び申請書に当該計画変更に係る適合証が添付されているものを除く」を「複数住戸共同住宅等(既に認定を受けている新築計画に係るものに限る。 ) に係るものに限る」に改め、同号ア中「次」を「、次」に、「応じ」を「応じ、」に、「額を」を「額(同時に複数の特定変更認定申請があった場合は、当該額をその」に、「得た額」を「得た額。イにおいて同じ。 ) 」に改め、同号イ中「ついて」を「ついて、」に、「応じ」を「応じ、」に改め、「を変更認定申請戸数で除して得た額」を削り、同項第 6 1 号の 3 中「計画変更の認定の申請」を「変更認定申請」に、「に適合すること」を「(第 6 1 号の 7 において「2号等基準」という。 ) に適合している旨」に改め、「要するもの」の次に「(既に認定を受けている新築計画に係るものに限る。 ) 」を加え、「定める額を」を「定める額(複数住戸共同住宅等について同時に複数の変更認定申請があった場合は、当該額をその」に、「得た額を」を「得た額)を」に改め、同号の次に次の 4 号を加える。

(61)の 4 変更認定申請に対する審査(既に認定を受けている新築計画に係るもの及び次号から第 6 1 号の 7 までのいずれかに該当するものを除く。 ) 対象建築物の計画変更に係る部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからケまでに定める額(複数住戸共同住宅等について同時に複数の変更認定申請があった場合は、当該額をその変更認定申請戸数で除して得た額)

ア 200平方メートル以内のもの 1件 11,000円

イ 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 21,000円

ウ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

- 1 件 38,000円
- エ 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 67,000円
- オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 109,000円
- カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 173,000円
- キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 285,000円
- ク 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 343,000円
- ケ 30,000平方メートルを超えるもの 1件 393,000円

(61)の5 特定変更認定申請に対する審査で、その計画変更が1号基準に適合している旨の認定を要するもの（一戸建ての住宅等（既に認定を受けている新築計画に係るものを除く。）に係るものに限る。） 対象建築物の計画変更に係る部分について前号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、当該部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額を加算して得た額

- ア 200平方メートル以内のもの 1件 51,000円
- イ 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 131,000円
- ウ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 208,000円
- エ 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 428,000円
- オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 784,000円
- カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内

のもの 1件 1,377,000円

キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 2,583,000円

ク 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 3,754,000円

ケ 30,000平方メートルを超えるもの 1件 4,644,000円

(61)の6 特定変更認定申請に対する審査で、その計画変更が1号基準に適合している旨の認定を要するもの(複数住戸共同住宅等(既に認定を受けている新築計画に係るものを除く。))に係るものに限る。) 対象建築物の計画変更に係る部分について第61号の4アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、当該部分について前号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額(同時に複数の特定変更認定申請があった場合は、当該額をその変更認定申請戸数で除して得た額)を加算して得た額

(61)の7 変更認定申請に対する審査で、その計画変更が2号等基準に適合している旨の認定を要するもの(既に認定を受けている新築計画に係るものを除く。) 対象建築物の計画変更に係る部分について第61号の4アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、当該部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額(複数住戸共同住宅等について同時に複数の変更認定申請があった場合は、当該額をその変更認定申請戸数で除して得た額)を加算して得た額

ア 200平方メートル以内のもの 1件 9,300円

イ 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 16,000円

ウ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 23,000円

- エ 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 47,000円
- オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 62,000円
- カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 78,000円
- キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 140,000円
- ク 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 187,000円
- ケ 30,000平方メートルを超えるもの 1件 234,000円

第2条第1項第62号を次のように改める。

(62) 長期優良住宅法第6条第2項(長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 一戸建ての住宅等に係るものである場合 第59号、第59号の3、第60号、第61号、第61号の3から第61号の5まで又は前号に定める額に、第1号に定める額に相当する額(計画に、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額。イにおいて同じ。)を加算して得た額

イ 複数住戸共同住宅等に係るものである場合 第59号の2、第59号の4、第60号、第61号の2から第61号の4まで、第61号の6又は前号に定める額に、第1号に定める額に相当する額を次に掲げる区分に応じそれぞれ(ア)又は(イ)に定める数で除して得た額を加算して得た額

(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 認定申請戸数

(1) 計画変更に係るものである場合 変更認定申請戸数

第2条第1項第63号中「申請に」を「申請（以下この号において「変更認定申請」という。）に」に、「次」を「、次」に、「応じ」を「応じ、」に、「額を、」を「額（複数住戸共同住宅等について同時に複数の変更認定申請があった場合は、当該額をその」に、「得た額」を「得た額）」に改め、同項第67号中「新築等計画」を「この号から第69号まで及び第71号において「新築等計画」に改め、「書面」の次に「その他規則で定める書面」を加え、同号ア中「住戸の部分（以下この号から第70号まで）」を「住戸の部分（以下ア、エ、次号ア、第69号ア及び第70号ア）」に、「住戸部分（以下この号から第70号まで）」を「住戸部分（次号ア、第69号ア及び第70号ア）」に改め、同号イ中「この号から第70号まで」を「イ、エ、次号イ、第69号イ及び第70号イ」に改め、同号ウ中「から第70号まで」を「、次号ウ、第69号ウ及び第70号ウ」に改め、同号エ中「から第70号まで」を「、次号エ、第69号エ及び第70号エ」に改め、同項第69号中「書面」の次に「その他規則で定める書面」を加え、同項第71号中「を、第1号」を「を、当該第1号」に、「を加えて」を「を加算して」に改め、同項に次の7号を加える。

(72) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号から第74号まで及び第76号において「性能向上計画」という。）の認定の申請（申請書に、登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関（ウに該当する場合には、登録建築物調査機関に限る。）が、性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項第1号に掲げる基準（第74号において「誘導基準」という。）に適合することを確認した旨を証する書面その他規則で定める書面が添付されているものに限る。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額（イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額）

ア 当該申請のあった性能向上計画が一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一户建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 1件 6,900円

(イ) 200平方メートル以上のもの 1件 7,400円

イ 当該申請のあった性能向上計画の対象に共同住宅等部分（一户建ての住宅以外の建築物の住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。）をいう。以下イ、次号イ、第74号イ、第75号イ、第77号イ並びに第78号ウ及びエにおいて同じ。）が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 12,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
1件 28,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
1件 66,000円

(I) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
1件 103,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
1件 165,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの  
1件 234,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 368,000円

ウ 当該申請のあった性能向上計画の対象に非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下ウ、次号ウ及びエ、第74号ウ、第75号ウ及びエ、第77号ウ並びに第78号オ及びカにおいて同じ。）が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、そ

れぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 12,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
1件 35,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の  
もの 1件 103,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満  
のもの 1件 151,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未  
満のもの 1件 198,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未  
満のもの 1件 239,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 352,000  
0円

(73) 性能向上計画の認定の申請（前号に該当するものを除く。）に対  
する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める  
額（イからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するも  
のに定める額の合計額）

ア 当該申請のあった性能向上計画が一戸建ての住宅に係るもので  
ある場合 当該一户建ての住宅の全体について、次に掲げる床面  
積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 1件 37,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの 1件 42,000円

イ 当該申請のあった性能向上計画の対象に共同住宅等部分が含ま  
れる場合 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面  
積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 74,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
1件 126,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の

もの 1件 222,000円

(I) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 310,000円

(ロ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 604,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 1,045,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 1,923,000円

ウ 当該申請のあった性能向上計画の対象に非住宅部分が含まれる場合（当該申請が、当該非住宅部分の全体について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。第78号ア及びオにおいて「基準省令」という。）第8条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準（第75号ウにおいて「モデル建物法誘導基準」という。）に適合している旨の認定に係るものである場合に限る。）当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 93,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 158,000円

(ロ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 264,000円

(I) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 339,000円

(ロ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 415,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 482,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 644,000円

0 円

エ 当該申請のあった性能向上計画の対象に非住宅部分が含まれる場合（ウに該当する場合を除く。） 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 238,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 388,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 563,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 689,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 823,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 935,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 1,187,000円

(74) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更（以下この号から第76号までにおいて「計画変更」という。）の認定の申請（申請書に、登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関（ウに該当する場合にあっては、登録建築物調査機関に限る。）が、変更後の性能向上計画が誘導基準に適合することを確認した旨を証する書面その他規則で定める書面が添付されているものに限る。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額（イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額）

ア 当該申請のあった計画変更が一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一户建ての住宅の計画変更に係る部分の全体について、第72号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それ

ぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額

イ 当該申請のあった計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

ウ 当該申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額

(75) 計画変更の認定の申請（前号に該当するものを除く。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額（イからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）

ア 当該申請のあった計画変更が一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一户建ての住宅の計画変更に係る部分の全体について、第73号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額

イ 当該申請のあった計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

ウ 当該申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合（当該申請が、当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体についてモデル建物法誘導基準に適合している旨の認定に係るものである場合に限る。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額

エ 当該申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合（ウに該当する場合を除く。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号エ(ア)から(キ)までに掲げる床面

積の合計の区分に応じ、それぞれ同号工(ア)から(キ)までに定める額

(76) 建築物省エネ法第30条第2項(建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査 第72号から前号までに定める額に、第1号に定める額に相当する額(当該申出と併せて行う第72号から前号までの認定の申請に係る性能向上計画又は計画変更、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額)を加算して得た額

(77) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定(次号において「基準適合認定」という。)の申請(申請書に、登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関(ウに該当する場合にあっては、登録建築物調査機関に限る。))が、当該申請に係る建築物が建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを確認した旨を証する書面その他規則で定める書面が添付されているものに限る。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額(イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額)

ア 当該申請のあった建築物が一戸建ての住宅である場合 当該一户建ての住宅の全体について、第72号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額

イ 当該申請のあった建築物に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、第72号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

ウ 当該申請のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合 当該非

住宅部分の全体について、第72号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額

(78) 基準適合認定の申請（前号に該当するものを除く。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからカまでに定める額（ウからカまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）

ア 当該申請のあった建築物が一戸建ての住宅である場合（当該申請が、当該一户建ての住宅の全体について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準（ウにおいて「仕様基準」という。）に適合している旨の基準適合認定に係るものである場合に限る。） 当該一户建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 1件 20,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの 1件 22,000円

イ 当該申請のあった建築物が一戸建ての住宅である場合（アに該当する場合を除く。） 当該一户建ての住宅の全体について、第73号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額

ウ 当該申請のあった建築物に共同住宅等部分が含まれる場合（当該申請が、当該共同住宅等部分の全体について仕様基準に適合している旨の基準適合認定に係るものである場合に限る。） 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 37,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
1件 66,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
1件 126,000円

(I) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満

のもの 1件 181,000円

(イ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 328,000円

(ロ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 533,000円

(ハ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 940,000円

エ 当該申請のあった建築物に共同住宅等部分が含まれる場合（ウに該当する場合を除く。） 当該共同住宅等部分の全体について、第73号イ(ア)から(ハ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(ハ)までに定める額

オ 当該申請のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合（当該申請が、当該非住宅部分の全体について基準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合している旨の基準適合認定に係るものである場合に限る。） 当該非住宅部分の全体について、第73号ウ(ア)から(ハ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(ハ)までに定める額

カ 当該申請のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合（オに該当する場合を除く。） 当該非住宅部分の全体について、第73号エ(ア)から(ハ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(ハ)までに定める額

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（ 説 明 ）

建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第6号）の制定等に伴

い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 77 号

工事請負契約について

武庫支所・地区会館複合施設新築工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 武庫支所・地区会館複合施設新築工事請負のため                               |
| 2 | 契約の内容  | 工事場所 尼崎市武庫の里 1 丁目 2 3 5 番ほか<br>工事概要 新築工事             |
| 3 | 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 4 | 契約の金額  | 5 5 1 , 8 8 0 , 0 0 0 円                              |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市杭瀬北新町 1 丁目 5 番 1 1 号<br>宮崎建設株式会社<br>代表取締役 宮 崎 俊 二 |

( 説 明 )

武庫支所・地区会館複合施設新築工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

( 参 考 )

工事概要

種 別	内 容
建 築	武庫支所・地区会館複合施設新築工事 鉄骨造 4階建て 1棟 延べ面積 2,483平方メートル 倉庫 鉄筋コンクリート造 平屋建て 1棟 延べ面積 20平方メートル 駐輪場 アルミ製 平屋建て 4棟 延べ面積 89平方メートル 外構工事 植栽工事

議案第78号

工事請負契約について

武庫支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 武庫支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気設備工事請負のため                 |
| 2 | 契約の内容  | 工事場所 尼崎市武庫の里1丁目235番ほか<br>工事概要 電気設備工事            |
| 3 | 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 4 | 契約の金額  | 222,264,000円                                    |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市武庫之荘6丁目24番16号<br>不二電気工事株式会社<br>代表取締役 藤 田 文 基 |

( 説 明 )

武庫支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

( 参 考 )

工事概要

種 別	内 容
電 気	電気設備工事
	屋内電気設備工事 一式
	屋外電気設備工事 一式
	倉庫電気設備工事 一式